

## 生徒心得

### 1 身だしなみ

#### (1)制服等

##### ①制服

男子の制服は、本校が定めたブレザー・ズボンの上下とし、本校指定の業者から購入したものを着用すること。

女子の制服は、本校が定めたブレザー・スカート・ズボン・ベストとし、本校指定の業者から購入したものを着用すること。

##### ②ワイシャツ

白無地のものとし、生地の質は、容易に下着が透視できないもので、襟形は通常標準とされているものとする。

##### ③ネクタイ

本校指定のえんじ色のものを用いること。

##### ④校章バッジ

校章バッジは、本校指定の学年別に色分けされたものをブレザーの左襟につける。

##### ⑤夏季の服装

5月1日から10月31日は、特に指示のないかぎりブレザーを着用しなくてもよい。また、ネクタイも着用しなくてもよい。ワイシャツは、ワイシャツに準じた半袖シャツまたは開襟シャツも認めるものとする。ブレザーを着用しないで登下校するときは、ワイシャツ等の胸に校章をプリントしたもの着用する。

##### ⑥その他

ネクタイ、バッジ、校章プリントが必要な場合は、本校経営企画室で購入すること。

#### (2)制服以外の服装・持ち物等

##### ①靴

通学に用いる履物は、簡素で黒または茶の短靴および運動靴とする。

##### ②カバン

カバンは、スクールバッグまたはスポーツバッグ、リュックサックとする。

##### ③体育着・作業着

体育着・作業着は、本校指定のものを着用し、体育や実習の授業を受けるとき、特に指示のあった場合、許可を得た場合のみ着用してよい。

#### (3)注意事項

本校では、以下の事項に注意して学校生活を送ること。また、以下の事項になくとも、学校で不適当と認めたものは、直ちに学校の指示に従うこと。

##### ①制服

いかなる場合でも、登下校には制服を着用すること。また、校外における学校行事に参加する場合、休日・休業中に部活動、その他の用件で登校する場合でも、特に指示のない限り制服を着用すること。男子のズボン着用においては、簡素なベルトを用いたり、ずり下げたりしないこと。またズボンを変形したり加工しないこと。女子は、スカートの丈を購入時の寸法(膝下5cm)から変更しないこと。

##### ②バッジ

ブレザーに、本校指定の校章バッジ以外を付けないこと。

##### ③靴

通学する靴は、ローファーや運動靴などを着用すること。サンダルや下駄などでの登校もしないこと。

##### ④カバン

紙袋・ビニール袋等をカバンの代わりに使用しないこと。(全体が蛍光色等の派手な色や模様のものは認めない)

##### ⑤防寒具・雨天用の用具等

ブレザーを着用しているときに限り、襟型がVネックのカーディガン・セーターおよびベスト(ただし、地味なものとし、蛍光色や原色など派手なものやパーカー、丸首は認めない)をブレザーの下に着用することを認める。ただし、カーディガン・セーターおよびベストを着用しているときは、ブレザーを脱いで行動してはいけない。

(女子の学校指定のベストは可)

雨天用の用具、防寒コート、マフラー等は華美なものを使用しないこと。

⑥化粧

男女に関わらず、化粧は禁止する。無色の薬用リップはこの限りではない。

⑦指輪・ピアス等

指輪、ピアス、イヤリング、ネックレス、ブレスレット、その他これらに類するものは、一切身につけないこと。

(4)頭髪について

髪形は、端正で清潔感のある即時、面接試験に対応できるものとし、以下の注意事項に留意すること。また、以下の注意事項なくとも、学校で不適当と認めたものは、直ちに学校の指示に従って髪形を直さなくてはならない。

①変色：人工的に色を変える染毛、脱色等は、すべて認めない。

②髪の長さ：當時、耳に髪の毛がふれているものや、髪の先端が襟にとどいているもの、前髪が目にかかるものは認めない。ただし、女子については、この限りではない。

③パーマ等の変形は禁止する。

④ヒゲ、まゆ剃り、そりあげ等顔の表情を著しく変容することを禁止する。